

所信表明

令和 2 年9月

都留市

本日、令和２年９月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席誠にご苦労様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日ここに、本定例会に提出をいたしました案件についてその概要を申し上げますとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、今年の夏は市民の皆様におかれましても「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のため、「３密」回避の徹底や、手洗いに咳エチケットなど「新しい生活様式」への取り組みを推進していただきましたことに感謝申し上げます。そして何より、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の中、医療・介護の最前線で高い使命感をもって献身的に従事していただいております医療従事者、介護従事者の皆様、社会生活の維持に不可欠な仕事に従事する皆様に対し、改めて敬意を表するとともに感謝申し上げます。

また、７月には梅雨前線による豪雨災害が九州地方や東北地方等を襲い、尊い人命が失われ、多くの家屋の損壊や浸水

など甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対しまして衷心よりお見舞い申し上げます。

これから台風襲来の時期となりますが、毎年全国各地で発生している災害の状況を顧みれば、周囲を山で囲まれた本市はいつ災害が発生してもおかしくない環境下であり、市民の皆様には身近な問題と捉えていただくとともに、行政と地域住民が一体となった防災対策の強化が必要となっております。そこで、本市といたしましては台風襲来に備え、各家庭において事前にハザードマップや避難場所等を確認し、災害発生前の早い段階から避難準備や避難行動をとることができるように、各自の行動を時系列でまとめた「マイタイムライン」を広報つる9月号とともに各世帯に配布いたしました。この「マイタイムライン」により、あらかじめ取るべき準備や避難について、各家庭において日頃から話し合いを持ち災害時に人的被害に遭わないようにしていただきたいと存じます。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策」についてであります。現在も全国各地で感染が拡大しており、県内においても第2波が到来したとも言われております。今後、冬季にも大きな流行が起こることも予想されている中、日本感染症学会

ではインフルエンザの流行時期と重なることでより重大な事態になると危惧しており、インフルエンザ・ワクチンの接種を強く推奨しております。

現在、本市では中学3年生までの小児や、65歳以上の高齢者、更に60歳以上65歳未満の方で心臓等に障がいのある方などに対して、年1回分のインフルエンザ予防接種費用の助成を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においては、集団生活をしている学生等のインフルエンザの感染拡大を防ぐことが重要であると考え、本年度においては予防接種費用の助成対象を大学生までに拡大するとともに、小学校6年生までの小児に対する助成を2回分まで拡充することといたしました。これにより経済的負担を気にすることなく1人でも多くの方にインフルエンザ・ワクチンの予防接種を受けていただき、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行時期が重なった場合でも、個人及び関係機関の混乱を最小限に抑えることができるものと考えております。

また、市内小・中学校では8月20日から2学期がスタートしましたが、マスクの着用や教室内の換気等の感染防止対策を行った上での学校生活を送っております。そのような中、

現在子ども用マスクが入手困難になっていることから、繰り返し使用可能なマスクを児童・生徒一人につき10枚配布できるように準備を進めているところであります。

次に、高齢者支援についてであります。75歳以上の在宅高齢者を対象に、身体機能の低下を予防する移動支援の取り組みとして市内のバス等を利用できる利用券を今月中に支給できるよう市内公共機関等との協議を進めております。また、新しい生活様式を踏まえた『いーばしょ』等の集いの場で安心して活動ができる環境整備といたしまして、今月末までに物品・機材などの配布、貸出が行えるよう準備を進めるなど、市民の皆様が安心して活動できますよう様々な支援をしてまいります。

次に、「生涯活躍のまち・つる」事業についてであります。先月17日に、北村誠吾地方創生・規制改革担当大臣が本市を訪れ、サービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る都留」を視察されました。大臣との意見交換では「生涯活躍のまち・つる」について、これまでの取り組みをはじめとして地方創生の大きな柱の1つである「生涯活躍のまち」の実現に全市を挙げて取り組んでいる姿を紹介し、大臣からは本市が東京圏から非常に近く、大学が3校もあるなどアクティブシニア

が移住し、活躍するには非常に相応しい場所であるとお褒めの言葉をいただきました。大臣とはそのほか地方創生に関する様々な意見交換をさせていただきましたが、今後も本市といたしましては、積極的な施策展開を行いこの分野において、全国を牽引するトップランナーであり続けることをお約束しご帰京いただいたところであります。

このように地方創生を所管する大臣が本市の取り組みをご覧になり、お褒めに与ったことは非常に喜ばしいことであり、これまでの多岐にわたる本市の取り組みが結実しつつあるということを実感した次第であります。引き続き全世代型「生涯活躍のまち」として更に推進・強化し、市民全体の豊かな暮らしに繋がるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、「ごみ処理の広域化」についてであります。本県では「山梨県ごみ処理広域化計画」により、地理的条件等を考慮し、県内をAからCの3ブロックに分割し、焼却施設を現在の8施設から3施設に集約する計画が進められております。Bブロックとなります富士北麓・東部地域12市町村のごみ処理広域化に向けた取り組みにつきましては、広域化によるメリットが大きいことなどから「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づくこととし、各市町村においてそれぞれが候補地を選

定し協議を行い建設地の決定を行うこととなりました。

この度、県を事務局として富士北麓・東部地域のごみ処理施設の建設地決定に関する協議が９月から開始されることとなりましたので、本市といたしましても以前から検討しておりました中津森・金井地区への施設整備計画を改めて検討した上で候補地として提案することといたしました。今後は、富士北麓・東部地域１２市町村の協議を進める中で、循環型社会の形成に向けたリサイクル等の推進やスケールメリットを活かした公共コストの縮減、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を見据えた上で、一本化された建設予定地が決まりますよう、鋭意取り組んでまいります。

次に、「ワーケーション等関係人口対策事業」についてであります。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下、特に東京圏の働き手の中には過密な場所に暮らし、働くということに疑問を感じ、いわゆる田舎暮らしが人生における選択肢の一つと考える方もいらっしゃると思います。一方で、雇用者側としてはリモートワークにおいて一定の業務成果が挙げられるという認識と、さらなる業務の効率性向上という観点からも単なるデスクワークとは一線を画した、仕事と余暇を融合させた新しい働き方である「ワーケーション」へのニ

ーズが顕在化しつつあると考えております。

このような中、感染拡大に細心の注意を払いつつも、新しい仕事の在り方に応えていくということが東京圏に近いながらも豊かな自然に恵まれた本市の大きなチャンスと捉え、先般「ワーケーション等関係人口対策推進事業」の実施事業者の公募を開始いたしました。これは、市内の山林を含む市有地において、屋外活動と仕事を両立させるサテライトオフィスを整備・運営する民間事業者を公募するものであり、本事業発表後、すでに数社から問い合わせが寄せられているところであります。本市といたしましては、この施設に地域内のヒト・モノとを繋げていくハブ機能を持たせ、ここを拠点として本市への企業オフィス誘致により多様なニーズを持つ企業及び働き手が本市の関係人口となり、移住・定住施策に大きく貢献できるよう取り組んでまいります。

次に、「林業の振興」についてであります。本市の豊かな森林資源を活用するためには「森林経営管理制度」を推進する必要がありますが、この推進にあたりましては市内の山林に関する情報の精査及び集約化等が急務であります。このため、経営管理が適切に実施できていない山林の絞り込みや、制度に即した森林所有者の意向調査が必要な森林を明確化し、過

去の施業履歴をデータ化する業務等を専門家に委託したところであります。

今後は、本市の森林経営管理の方向性を示すための方針づくりを進めるため、関係各課の職員を構成員として庁内に設置した横断的な専門班において、森林の公益性や経済性等を研究する中、災害発生リスクや地域の実情等を加味し、「都留市国土強靱化計画」との整合性を図りながら、持続可能な林業政策の方向性を示していきたいと考えております。また、併せて本市のシンボルであります「県史跡勝山城跡」につきましても、貴重な文化的価値を守りながら、教育資源、観光資源として活かしていくために森林整備等を実施してまいります。

次に、「商工業の振興」についてであります。新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が広がる中、本市では、これまでに様々な経済支援策を講じてまいりました。しかしながら感染の収束は見通しが立たず、これまでの経済活動を取り戻すまでにはさらに時間を要する状況となっております。このような状況の中、市民の皆様の生活支援と地域経済の循環を推進していくために、市内の商店等で使用できる商品券を10月末を目途に全市民の方々に順次配布することと

しその準備を進めているところであります。

また、外出の自粛傾向により高まる宅配ニーズに対応するため、道路運送法の特例措置によるデリバリーサービスを活用するタクシー事業者と市内飲食店及びデリバリーを利用する市民との三者間に新たな仕組みを作り出し、「新しい生活様式」を推進しながら地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、「観光の振興」についてであります。現在、本市では新たな観光事業の取り組みとして、近年多くの観光客が訪れている「名勝田原の滝」の新たな魅力を引き出すためのライトアップ事業を進めておりますが、本年度事業を実施するにあたり、山梨県の「ナイトタイムエコノミー推進事業」にエントリーしたところ、補助採択を受けたところであります。この取り組みを核として、本市を訪れる方々にライトアップされた幻想的な滝の雰囲気を楽しんでもらい、市内の飲食店や商店及び宿泊施設への観光客の流れを生み出し、「稼げる観光」へと結び付けてまいりたいと考えております。

また、観光客の市内での滞在時間を長くするための方策として、この度導入いたしました「移動観光案内車」を活用する中、「田原の滝」などの市内の各名所に観光案内人が出向き、観光パンフレットの配布やおすすめスポットの紹介、また、

観光キャラクター「つるビー」のグッズや市内のお土産品の販売などを行いながら、観光客の感想やニーズ調査なども並行して進め、市内観光産業の育成を図り「つる観光」を創造してまいります。

次に、「秋のスポーツイベント」についてであります。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、毎年10月上旬に開催しておりました「市民運動会」につきましても感染拡大を防止するため、開催を断念するなど多くのスポーツ大会等につきましても中止となっており、市民の皆様がスポーツに触れる機会が減少しております。

このような中、本市のスポーツ振興を継続させ、停滞させないための方策として、スマートフォン等の専用アプリを活用することで人を集めることなく、気軽に簡単に、どこでも参加できるスポーツイベントとして「オクトーバー・ラン＆ウォーク」を開催することといたしました。これは、これまでに4回開催してまいりました「リニアと翔る都留ロードレース大会」を発展させ、本年度からハーフマラソンの部を追加し、新たに開催する予定でありました「つる湧水の里ハーフマラソン」に代わるイベントとして開催するものであり、10月1日から31日までの1か月間のランニングとウォーキ

ングの活動距離で順位を出し、ランキング上位の方には表彰を行うこととしております。

また、「都留市健康づくりポイント事業」とも連携し、参加される方にポイントを加算する特典等も用意しております。コロナ禍の中でも「明るく豊かな生活を実現する新しい形のスポーツ」として市民の皆様の健康増進とスポーツ推進に努めてまいりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

次に、「山梨県東部広域連合の解散」についてであります。山梨県東部広域連合は、都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村の3市3村が構成団体となり、広域的な事業や行政需要への対応のため、県内初の広域連合として平成11年9月1日に設置されました。しかし、平成29年度に主要事業であった養護老人ホーム「大鶴楽生園」が閉園されたことを契機に、これまで広域連合の在り方を検討してまいりましたが、広域連合を維持するための管理経費が共同処理する事業規模に対し高額であり、組織を維持する意味合いが薄れてきたと意見が集約されたことから、構成団体間において令和3年3月31日をもって広域連合を解散することが合意されました。広域連合の解散は、地方自治法の規定に基づ

き、構成団体の協議により県知事の許可が必要となるため、本定例会において広域連合に係る解散及び財産処分について議案を提出させていただいております。今後は、広域連合で行ってありました介護認定審査会等の事務につきまして、円滑な移行に向け担当者との協議を進める中で、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、条例案 1 件、山梨県東部広域連合の解散に係る案件 2 件、予算案 3 件、令和元年度一般会計・特別会計決算、水道事業会計決算及び病院事業会計決算の認定案 3 件であります。

はじめに、条例案についてご説明申し上げます。「都留市税条例中改正の件」につきましては、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をするものであります。

続きまして、山梨県東部広域連合解散の案件についてご説明申し上げます。まず、「山梨県東部広域連合の解散の件」につきましては、地方自治法第 291 条の 10 第 1 項の規定による協議について、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を経るものであります。

次に「山梨県東部広域連合の解散に伴う財産の処分の件」につきましても、地方自治法第291条の13の規定において準用する同法第289条の規定による協議について、同法291条の11の規定により議会の議決を経るものであります。

続きまして、令和2年度一般会計、介護保険事業特別会計、下水道事業会計補正予算案についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、7月補正以降に生じた緊急性、必要性のある事業を計上し編成いたしました。

一般会計につきましては、歳入歳出予算とも4億5千830万4千円を追加し、予算総額を189億3千722万3千円とするものであります。主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

2款 総務費につきましては、ふるさと応援寄附金の飛躍的な増加に伴う返礼品の調達等に要する経費などとして、3億7千972万円を追加するものであります。

4款 衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症と症状が類似しているインフルエンザの同時流行を抑制するため、インフルエンザ予防接種費用の助成対象を大学生まで拡大するとともに、小学6年生までの助成回数を2回に拡充

するための費用などとして、1 千 171 万 9 千円を追加するものであります。

5 款 農林水産業費につきましては、分収造林契約に基づく市有林の照度管理に要する裾枝払、作業道の新設等に要する経費として、245 万 2 千円を追加するものであります。

7 款 土木費につきましては、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の一環として、災害の発生を未然に防止することを目的に「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づく法面補修工事等の費用として、1 億 2 千 729 万 8 千円を追加するものであります。

9 款 教育費につきましては、小・中学校における消防設備の改修等に要する経費として、1 千 453 万 3 千円を追加するものであります。

1 2 款 諸支出金につきましては、ふるさと応援寄付金の飛躍的な増加に伴い、同一款内で柔軟な事務執行を行うための予算振替措置として 7 千 741 万 8 千円を減額するものであります。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計につきましては、給付準備基金への積立金及び国庫支出金等確定精算に伴う償還に要する経費な

どとして、6千509万6千円を追加し、予算総額を29億2千592万3千円とするものであります。

次に公営企業会計についてご説明申し上げます。

下水道事業会計につきましては、桂川流域下水道維持管理負担金の増額などにより、収益的支出において1千729万8千円を追加し、予算額を6億672万4千円とするものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。